

〔附則〕 社外取締役の独立性基準

第1条（目的）

当社の社外取締役は、一般株主との利益相反が生じるおそれのない者を選任することを原則とする。この基準は、当社における監査等委員を含む社外取締役の独立性に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（独立性基準）

当社の独立社外取締役は、以下のいずれの条件にも該当してはならない。

1. 法令に定める要件に該当しない者
2. 当社及び連結子会社（以下「当企業グループ」という）を主要な取引先とする者
(注1)
3. 当企業グループの主要な取引先である者（注2）
4. 当企業グループの主要借入先（注3）
5. 当社から一定額（注4）以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家及びその他の専門家
6. 当社から一定額（注4）以上の寄付を受けている者
7. 当社の大株主（注5）
8. 当企業グループの監査法人に属する者
9. 当企業グループの業務執行者（注6）が他の会社で社外役員に就任している、あるいは就任していた場合における当該他の会社の業務執行者
10. 上記2～7に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者。
11. 過去3年間において上記2～9のいずれかに該当していた者
12. 上記2～10に該当する者が重要な者（注7）である場合には、その者の配偶者または二親等以内の親族
13. 前各号のほか、当社と利益相反が生じうる等、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

(注1) 当企業グループを主要な取引先とする者とは、当社との取引が当該取引先にとって必要不可欠であり、当該取引先が当社との取引に代替性がない程度に依存している者のことをいう。

- (注2) 当企業グループの主要な取引先である者とは、その者との取引が当社にとって必要不可欠であり、当社が当該取引先に代替性がない程度に依存している取引先のことをいう。
- (注3) 当企業グループの主要借入先とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関のことをいう。
- (注4) 一定額とは、年間10百万円とする。
- (注5) 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者をいう。
- (注6) 業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- (注7) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員その他重要な使用人をいう。

第3条（社外取締役の告知）

前条に基づいて独立性を有すると判断された社外取締役が、就任後に前条各号の要件に該当することとなった場合には、ただちに当社に告知するものとする。

第4条（改 廃）

この基準の改廃は取締役会の決議による。

第5条（実 施）

この規程は、平成27年11月13日から実施する。

制 定 平成27年11月13日 取締役会